

保護樹木の指定解除について(報告)(その1)  
(平成30年5月1日～平成30年7月2日)

指定番号	第1234号	所在地	富士見台2丁目14番	解除年月日	平成30年5月2日
樹種	ソメイヨシノ	指定時幹周	185cm		
1	母屋の建て替えに伴い、所有者より解除申請があったため。				

指定番号	第696号	所在地	早宮3丁目9番	解除年月日	平成30年5月25日
樹種	ケヤキ	指定時幹周	154cm		
2	<p>昨年10月に自宅の増改築に伴い伐採した旨報告があった。解除申請については失念していたとのことで、現地確認ができない状態であることから条例第22条第1項第4号の区長が特に認めるときを適用し指定解除とした。</p>				

保護樹木の指定解除について(報告)(その2)  
 (平成30年5月1日～平成30年7月2日)

3	指定番号	第1550号	所在地	関町南4丁目14番	解除年月日	平成30年6月15日
	樹種	ソメイヨシノ	指定時幹周	157cm		
	<p>平成30年3月に行った樹木医による精密診断の結果、「幹の開口空洞は今後も進行する可能性が高く伐採検討を要す。」との判定となったことから、所有者より解除申請があったため。</p>					

4	指定番号	第485～49、1554号 (計8本)	石神井台5丁目27番	解除年月日	平成30年7月2日	
	樹種	全てケヤキ	指定時幹周	485 = 235cm、486 = 166cm、487 = 216cm、488 = 170cm 489 = 170cm、490 = 150cm、491 = 160cm、1554 = 172cm		
	<p>職員巡回中に、保護樹木が全て伐採されていることがわかった。所有者に確認したところ、枝折れが目立ち自宅建物や隣接地に落下するが増え、不安なため伐採した。解除申請については失念していたとのこと。すでに伐採されていることから確認ができないため条例第22条第1項第4号の区長が特に認めたときを適用し指定解除とした。</p>					